

第8章 青少年の健全育成

第8章 青少年の健全育成

1 青森県青少年行政連絡会議

青少年の健全な育成を図るための施策を策定し、及び施策の総合的な推進を図るため、環境生活部長を議長とし、知事部局、教育委員会、警察本部の29課で構成する青森県青少年行政連絡会議を設置している。

第1-8-1表 青森県青少年行政連絡会議構成課

<知事部局>20課

部局	課名	主な関係事務
総務部	総務学事課	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に関すること。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること（私立の幼稚園に係る認定こども園に関する事務に限る。）。 ・大学の整備促進に関すること。
企画政策部	広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> ・県行政の広報及び広聴に関すること。
環境生活部	県民生活文化課	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等の環境整備に関すること。 ・消費生活の安定及び向上の確保に関すること。 ・交通安全運動の推進に関すること。 ・犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・文化振興の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
	青少年・男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・青少年育成の総合的な推進に関すること。 ・青森県青少年健全育成審議会に関すること。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・男女共同参画に係る施策の総合的な推進に関すること。 ・男女共同参画センターに関すること。
	自然保護課	<ul style="list-style-type: none"> ・世界自然遺産白神山地に関すること。 ・自然ふれあいセンター及び白神山地ビジターセンターに関すること。
健康福祉部	健康福祉政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員に関すること。 ・生活保護に関すること。
	がん・生活習慣病対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・がん及び生活習慣病の医療及び予防に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。 ・健康増進に関すること。 ・口こう保健に関すること。
	医療薬務課	<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物に関すること。 ・麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。 ・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品に関すること。 ・採血業に関すること。
	高齢福祉保険課	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・高齢社会対策の総合的な推進に関すること。

部局	課名	主な関係事務
健康福祉部	こどもみらい課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の福祉に関すること。 ・母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。 ・売春防止に関すること。 ・母子保健に関すること。 ・児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること。 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関すること（私立の幼稚園に係る認定こども園に関する事務を除く。）。 ・子ども・子育て支援に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。 ・児童相談所、婦人相談所、児童自立支援施設及び子ども家庭支援センターに関すること。
	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉に関すること。 ・知的障害者福祉に関すること。 ・児童福祉法による障害児の福祉に関すること。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 ・発達障害者支援に関すること。
商工労働部	商工政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、商工会連合会、商工会議所及び中小企業団体等に関すること。
	労政・能力開発課	<ul style="list-style-type: none"> ・労働福祉及び労働教育に関すること。 ・地域雇用対策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・公共職業訓練、認定職業訓練に関すること。 ・職業能力検定に関すること。 ・その他職業能力の開発及び向上の促進に関すること。
農林水産部	構造政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・農業構造政策の企画及び立案に関すること。 ・農林畜水産業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。 ・青年農業士に関すること。
	林政課	<ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力対策に関すること。 ・林業の知識の普及に関すること。
	水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の担い手の育成及び確保の推進に関すること。
県土整備部	道路課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の管理及び保全に関すること。
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物に関すること。 ・公園、緑地その他公共空地に関すること。
観光国際戦略局	観光企画課	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設の整備促進に関すること。 ・青森県総合運動公園（運動施設区域を除く。）の管理に関すること。 ・県立美術館及び浅虫水族館に関すること。
	誘客交流課	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。 ・国際交流の総合的な推進に関すること。 ・海外技術協力に関すること。

＜教育庁＞5課

部局	課名	主な関係事務
教育庁	学校教育課	・市町村立幼稚園、小学校及び中学校並びに県立中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導及び生徒指導等に関すること。
	教職員課	・県立中学校及び高等学校の管理等並びに市町村立幼稚園、小学校及び中学校の管理の指導等に関すること。
	学校施設課	・県立学校の施設設備の整備保全等に関すること。 ・市町村立学校施設の建築の指導及び助言に関すること。
	生涯学習課	・青少年教育及び家庭教育に関すること。 ・公民館及び図書館の設置及び管理の指導に関すること。 ・県立少年自然の家、県総合社会教育センターに関すること。
	スポーツ健康課	・学校保健に関すること。 ・学校給食に関すること。 ・学校体育及び社会体育に関すること。 ・スポーツの振興に関すること。

＜警察本部＞4課

部局	課名	主な関係事務
警察本部	生活安全企画課	・犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。 ・犯罪の予防に関すること。 ・配偶者からの暴力の防止等の対策に関すること。 ・ストーカー対策に関すること。 ・子供・女性を対象とする性犯罪等の前兆事案対策に関すること。
	地域課	・水難及び山岳遭難等の事故防止に関すること。
	少年課	・少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。 ・少年の補導に関すること。 ・少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。 ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
	交通企画課	・交通事故の防止対策一般に関すること。 ・交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

2 青森県青少年健全育成審議会

(1) 設置

平成18年4月、地方青少年問題協議会法に基づく「青森県青少年問題協議会」と、青森県青少年健全育成条例に基づく「(旧)青森県青少年健全育成審議会」を統合し、青森県附属機関に関する条例により「青森県青少年健全育成審議会」を設置した。

(2) 組織構成

審議会は、関係業者を代表する者、青少年の育成に携わる関係団体を代表する者及び学識経験を有する者からなる委員(24人以内)により組織され、青森県青少年健全育成条例の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するための「図書類等部会」(12人以内)及びいじめ防止対策推進法第30条第2項及び第31条第2項の規定による調査に関する事項を調査審議するための「いじめ調査部会」(9人以内)が置かれている。

第1-8-2表 青少年健全育成審議会の組織及び委員構成表

組織	委員等の構成	定数	任期	会長等の選任方法
会長 副会長 委員	1 関係業者を代表する者 2 青少年の育成に携わる関係団体を代表する者 3 学識経験を有する者	24人 以内	2年	委員の互選

資料：青少年・男女共同参画課

3 青森県青少年健全育成推進員

(1) 経緯

青森県青少年健全育成条例に基づき、県は青少年の健全な育成を図るための総合的な施策を策定し、実施する責務を有し、県民の自主的な活動を援助し、促進することを基本として、諸施策を積極的、効果的に実施する必要がある。

このため、青少年の健全育成を目的として、地域と密着した形で諸活動を行う「青森県青少年健全育成推進員」を昭和55年から各市町村の中学校区を基礎として配置している。

なお、平成30年1月1日現在の定員は532人で、任期は2年となっている(再任を妨げない)。

(2) 職務(活動)の内容

- ア 青少年の健全な育成のための地域活動の促進に関すること。
- イ 青少年関係行政機関及び青少年団体等との連絡及び協力に関すること。
- ウ 青少年団体等の活動の促進及び指導者の養成に関すること。
- エ 青少年問題に係る相談に関すること。
- オ 青森県青少年健全育成条例の啓蒙普及に関すること。
- カ その他青少年健全育成県民運動の活動に関すること。

第1-8-3表 青森県青少年健全育成推進員の活動状況(平成28年度)

内 容	件数(回)	割合(%)
1 地域活動の促進	5,593	54.5
2 行政機関等との連絡及び協力	1,669	16.3
3 青少年団体等の活動の促進及び指導者の育成	1,047	10.2
4 青少年問題に係る相談	126	1.2
5 県青少年健全育成条例の普及啓発	517	5.0
6 その他	1,310	12.8
計	10,262	100.0

資料：青少年・男女共同参画課

(3) 推進員の配置、定員及び担当区域

ア 青森県青少年健全育成推進員は、県内各市町村に配置し、県全体の定員は532人。市町村別の定員は、**第1-8-4表**のとおりである。

イ 担当区域は、市町村の行政区域となっており、県の特別職の非常勤職員としての身分を有する。

第1-8-4表 青少年健全育成推進員市町村別定員(平成30年1月1日現在)

区分		市町村名	定員	区分		市町村名	配置人員	区分		市町村名	定員	
市町村名				市町村名				市町村名				
市	青森市		72	西・北津軽郡	鯨ヶ沢町		8	上北郡	野辺地町		8	
	弘前市		49		深浦町		9		七戸町		9	
	八戸市		60		中泊町		10		六戸町		5	
	黒石市		16		鶴田町		8		横浜町		4	
	五所川原市		25		板柳町		8		東北町		11	
	十和田市		20		計		43		おいらせ町		10	
	三沢市		16	中・南津軽郡	西目屋村		3	六ヶ所村		6		
	むつ市		30		藤崎町		9	計		53		
	つがる市		22		大鰐町		6	三戸郡	三戸町		6	
	平川市		16		田舎館村		5		五戸町		11	
	計		326		計		23		田子町		5	
	東津軽郡	平内町		8	下北郡	大間町			4	南部町		14
		外ヶ浜町		10		東通村			6	階上町		6
今別町			5	風間浦村			3	新郷村		3		
蓬田村			3	佐井村			3	計		45		
計			26	計			16	市 計		326		
										町 村 計		206
										県 計		532

資料：青少年・男女共同参画課

4 青少年の意識調査と子ども・若者白書

青少年健全育成条例第10条では、「知事は、青少年の健全な育成を図るため、青少年を取り巻く社会環境及び青少年の実態を調査してその結果を県民に公開するとともに、関係機関に対して必要な情報を提供しなければならない」と定めている。

このため、本県の青少年の意識の現状や将来展望・社会との関わりなどについて意識調査を実施し、その実態をまとめた「青少年の意識に関する調査」結果報告書の作成と青少年の現状と問題点、対策をまとめた「青森県子ども・若者白書」（平成25年度までは、青少年白書「青森の青少年」）の作成を隔年で実施している。